

## 三宮構想会議開催要綱

平成 26 年 7 月 16 日

市長決定

(趣旨)

第 1 条 三宮周辺地区の『再整備基本構想』を策定するにあたり、各種専門的な見地及びまちづくりの観点で幅広く意見を求めることを目的に、「三宮構想会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地元組織代表
- (3) 交通事業者代表
- (4) 経済界
- (5) 前 4 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項のほか、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第 4 条 市長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 市長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、市長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年神戸市条例第 29 条)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成 25 年 3 月 27 日市長決定)を適用する。ただし、一般席の傍聴人の定員は 20 名とし、定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(委員会の庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、住宅都市局計画部計画課において行う。

(施行細目の委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則(平成 26 年 7 月 16 日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 16 日より施行する。